

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	テクノプロ・ホールディングス株式会社	コード	6028
提出日	2024/9/13	異動(予定)日	2024/9/27
独立役員届出書の提出理由	・第19回定時株主総会で新任社外取締役の選任議案が付議されるため ・第19回定時株主総会終結をもって社外取締役の坂本春生氏が退任するため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	高尾 光俊	社外取締役	○														○		有
2	山田 和彦	社外取締役	○														○		有
3	田邊 るみ子	社外取締役	○														○		有
4	高瀬 正子	社外取締役	○														○		有
5	出口 雅敏	社外取締役	○														○		有
6	伊藤 雅彦	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当ありません	財務及び会計をはじめとする管理業務全般に対する知見に加えて、上場大手製造業における経営者としての豊富な経験を有しており、当社グループの経営全般について実践的な視点に基づく有用な助言、客観的な判断及び適切な監督が期待できることから、社外取締役として選任しております。また、当社の定める「社外取締役独立性判断基準」を充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断していることから、独立役員として指定しております。
2	該当ありません	弁護士として、特に企業買収・企業再編・株式実務等、会社法・金融商品取引法を中心とする分野における豊富な経験と知見を有しており、当社グループの経営全般について実践的な視点に基づく有用な助言、客観的な判断及び適切な監督が期待できることから、社外取締役として選任しております。また、当社の定める「社外取締役独立性判断基準」を充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断していることから、独立役員として指定しております。
3	該当ありません	公認会計士としての専門性に加え、上場企業における経理財務業務や子会社監査役業務等の経験を通じた、財務会計・監査全般・コーポレートガバナンス等の分野における豊富な知見を有しており、客観的な見地からの当社グループに対する監督・監査・助言を得ることが期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当社の定める「社外取締役独立性判断基準」を充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断していることから、独立役員として指定しております。
4	該当ありません	グローバルIT企業における経営者としての経験並びにIT技術を活用した顧客のトランスフォーメーションを実現した豊富な実績に加え、顧客動向及び技術潮流に関する幅広い知見を有しており、当社グループの経営全般について実践的な視点に基づく有用な助言、客観的な判断及び適切な監督が期待できることから、社外取締役として選任しております。また、当社の定める「社外取締役独立性判断基準」を充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断していることから、独立役員として指定しております。
5	該当ありません	財務・会計・税務をはじめ、海外現地法人のマネジメントや内部監査部門の責任者など、大手総合商社における幅広い業務経験のほか、他の上場企業において経営者としての経験を有しており、客観的な見地からの当社グループに対する監督・監査・助言を得ることが期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当社の定める「社外取締役独立性判断基準」を充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断していることから、独立役員として指定しております。
6	該当ありません	上場大手製造業において代表取締役社長を務めるなど豊富な会社経営経験を有しており、事業構造改革の実行や経営体制の刷新により持続的成長フェーズへの転換を果たした実績のほか、コーポレートガバナンスに関する高度な見識や取締役会議長の経験等を有しており、当社グループの経営全般について実践的な視点に基づく有用な助言、客観的な判断及び適切な監督が期待できることから、社外取締役として選任しております。また、当社の定める「社外取締役独立性判断基準」を充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断していることから、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

当社では、「社外取締役独立性判断基準」を定めております。本基準において、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準として、取引については取引先の前年度連結売上高の2%、もしくは当社の前年度連結売上高の2%、寄付については1,000万円、等を定めています。本基準の詳細は、下記URLよりご参照ください。 https://www.technoproholdings.com/ir/governance/independence.html

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。